

大法人についてe-Taxが義務化されます！！



平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Taxにより提出しなければならないこととされました（以下「e-Tax義務化」といいます。）。

e-Tax義務化の概要は以下のとおりです。

対象税目

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

（注）地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の**全て**

対象法人の範囲

- ① 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
 - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体



対象手続

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書



適用日

平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用

また、e-Tax義務化とともに、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

詳細は次ページ

e-Tax^{インターネット}義務化とともに、以下のような



提出情報等のスリム化

● 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能とします。

- ① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目(14科目)を対象に、上位100件のみを記載する方法(記載省略基準の柔軟化)
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目(7科目)を対象に、支店・事業所別に記載する方法(記載単位の柔軟化)

※ ①②のほか、一部の記載項目(「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄など)を削除するなどの簡素化を行います。

● イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。



データ形式の柔軟化

● 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供(財務諸表については勘定科目コードを公表))。

※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。



提出方法の拡充

● e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍(約5,000枚)、添付書類は約5倍(約100枚)に拡大します。

● 添付書類等の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能とします。

環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。



提出先の一元化

● 国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

● 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e-Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が連結納税の承認の申請書を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要とします。



認証手続の簡便化

● 法人の認証手続の簡便化

- ① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します（これにより、e-Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。）。
- ② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

《掲載内容》

- ・電子申告の義務化の概要
- ・利便性向上施策等一覧（施策別）
- ・利便性向上施策等一覧（適用開始時期（予定）順）
- ・電子申告の義務化についてよくある質問

など

e-Tax

検索



クリック!!

e-Tax 義務化についてのQ&A

Q1 大法人の判定はいつの時点で行われますか？

「大法人」に該当するかどうかは「事業年度開始の時」に判定します。

(注) 消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても、「事業年度開始の時」に判定します。

Q2 決算期変更以外でe-Tax義務化の開始時期が早くなる場合は？

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)では、法人税(消費税)において予定(中間)申告(仮決算の場合も含む。)を行う場合、消費税において期間特例を選択している場合などが挙げられます。

Q3 e-Tax義務化の対象となった場合は？

所轄税務署長に対し、e-Tax義務化の対象法人である旨の届出書を提出する必要があります。

(注) 届出書の様式については、平成30年6月に公表を予定しています。

Q4 大法人がe-Taxを行わず、書面で申告した場合は？

e-Tax義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。

(注) 2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

Q5 インターネット回線の故障などによりe-Taxができない場合は？

災害その他の理由によって、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出することが困難な場合には、所轄税務署長の承認を得た上で、書面により申告書を提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書は有効なものとして取り扱われます。

なお、所轄税務署長の承認を得るためには、事前に申請書を提出する必要があります。

(注) 「災害その他の理由」の範囲及び申請書の様式については、平成30年6月に公表を予定しています。